

第 20 期

第 4 回

総会議事録

令和 6 年 9 月 18 日

1. 開催年月日 令和6年9月18日(水)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 莊 原文 彰

【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時56分

8. 閉会宣言 14時43分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

鈴木 雄一

署名人

高野 和介

事務局	ただいまより、第４回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。お忙しい中、ご苦労様です。 稲刈りが始まった人がいるようです。今日はあいにくの雨ですがこれからの農作業、健康と作業事故のないように充分、注意していただきたいと思います。 さっそくですが、会議に入らせていただきます。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第８条第２項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第２の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を２名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 ４番 鈴木 雄一 委員 15番 高野 和介 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第３の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第４の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	特にございません。よろしくをお願いいたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 本日はまず、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。

	議案書の３ページをお開きください。 まず、１番 １件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	中央１番 １件について、調査の結果をご報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は鉄塔周辺工事用地の一時転用です。 農地区分は農用地です。鉄塔の建て替え工事を行います。 休憩所、仮設の倉庫とトイレ、資材置場として使用します。 鉄板を敷き、土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透とし 汚水・雑排水は発生しません。 工事完了後には、農地に復元する確約書が添付されています。 以上、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	１番 １件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地２－１－（１）－ア－（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は２－１－（１）－ア－（イ）－cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項 又は第９条第１項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）

議 長	1 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 許可と決します。 次に 2 番 1 件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	中央 2 番 1 件について、調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 農地区分は農用地です。 申請の事由は開発に先立って行われるボーリング調査のための 一時転用です。 当該農地は、現在整備中の L L タウンに隣接しており、 一体的に開発が行われる見込みです。 4 筆の一部、527㎡が対象です。9 月 12 日に現地確認及び 聴き取り調査を行いました。 申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への影響の有無に ついては問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2－1－(1)－ア－(ア)で 1 番同様です。 許可基準は 2－1－(1)－ア－(イ)－c で、 1 番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。 次に3番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	田村3番 1件について、調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は住宅への進入路のためです。 9月15日、現地調査及び受け人から聴き取りを行いました。 渡し人は親の死後、3名で共有していましたが、今後草刈等の管理ができないため、譲りたいとのことです。 受け人は宅地への進入路として以前より、購入を申し入れていたそうです。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 9月8日、現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 申請地は自宅に隣接しており、農機具は自己所有の物を使用します。 農作業は受け人と妻、子が行い、野菜を作付けします。 申請地は農地として適正に管理されています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決します。 次に2番 1件について、付議いたします。

	渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	逢瀬 2 番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 9 月 4 日に現地調査しました。6 日に事務局会議室で佐久間会長、濱津職務代理者と事務局職員とで事前審査会を行いました。 使用借人は既に片平町で農地を所有し、耕作していますが経営面積が1,000㎡に満たないことから農業開始になりました。 申請地は自宅から15分程度の農地であり、隣地に住む使用貸人、妻の父親の協力を得られることから確実に作業を行うとみられます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2 番 1 件について許可と決めます。 次に 3 番 1 件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	片平 3 番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 9 月 6 日、事務局会議室で佐久間会長、濱津職務代理者と事務局職員とで事前審査会を行いました。 申請地は現在も水稻を作付けしており、周辺農地と調和の取れた利用状況です。農作業は借人と妻が行います。

	調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻 息子夫婦 娘2名 が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について、

	許可と決します。 次に 5 番 1 件について、付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	5 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 9月16日に現地を確認して来ました。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、相手方要望です。 申請地は受け人の農地に隣接しています。 受け人と妻が農作業に従事します。 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	5 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、5 番 1 件について、許可と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に 6 番 1 件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	6 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 9月11日と14日に現地調査と聴き取り調査を行いました。

	貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は県道と疏水の間であり、管理状況も良くなされています。 周辺は水田地帯でこれまで通り水稻栽培をする。 また地域の水利調整に参加し、取り決めに重視し、農業の利用調整に協力します。 地域との役割については、農業の維持発展に関する話し合いや活動に積極的にします。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について許可と決します。 次に7番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と近隣の知人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に

	該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。 次に8番 1件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 9月15日、現地調査及び受け人から聴き取りを行いました。 申請地は受け人の宅地に隣接しており、また渡し人は親の死後3名で 共有していましたが、今後草刈等の管理ができないため、 譲りたいとのことです。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について 許可と決します。

	次に９番 １件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	９番 １件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相続財産の換価処分、経営拡大です。 ９月13日、現地確認及び聴き取り調査を実施しました。 申請地は受け人が７年ほど前より相対で借りていましたが、数年前に貸人が死亡し、相続人がおらず相続財産管理人との話合いで今回の申請になりました。 現在もねぎの栽培をしており、周辺農地と調和の取れた利用状況で適正に管理されております。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	９番 １件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、９番 １件について許可と決します。 次に10番 １件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	10番 １件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 ９月６日、事務局会議室で佐久間会長、濱津職務代理者と事務局職員とで事前審査会を行いました。 受け人は過日、取得した宅地の隣の農地を取得し、自家消費用に耕作するものです。後日現地調査したところ、耕作していませんが

	草刈等の管理はされており、渡し人の協力のもと長芋やなす等の耕作を行う予定です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について、許可と決します。 次に11番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について、許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、委員が借人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番 1件について、利用権設定の申請があり調査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
	以上で、議案第3号を終わります。

	続いて、議案第４号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 １番 １件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	調査の結果をご報告いたします。 ９月14日、現地を確認して来ました。 この案件は令和５年５月に許可した転用を令和６年３月に事業計画が変更され16ヵ月の期間延長を承認したのですが、発注者より配水管敷設工事の工期変更契約があったため、転用期間を29ヵ月に変更するものです。 調査の結果、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、一時転用後に農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	１番 １件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、１番 １件について、 承認と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 以上で、議案第４号を終わります。 続いて、議案第５号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 まず、１番 １件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	湖南１番 １件について調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の目的は地目変更のためです。 事務局職員と9月3日、現地調査をしました。 まず舟津831-2ですが、現地は太い木があり周りはその他の樹木が生い茂っており、原野化しています。 10年以上、耕作及び管理していない状況で農地に復元することは困難と判断しました。 次の4筆についてはいずれも草刈、整地がしてありいつでも農地に復元できる状態でした。 次に原道下2279ですが、現地はそば畑に隣接しており背の高い草が生えていますが、今のうちであれば草刈及びトラクターでの耕うんにより農地に復元できると判断しました。 最後の筆ですが、現地は山岸にあり現在、耕作はしていません。草刈等の管理をしてあり、樹木等の障害物もなく、いつでも耕作できると判断しました。 調査の結果、舟津831-2は非農地と判断し、その他の6筆はこれまで通り農地と判断いたしました。 ご審議のほどよろしく願いいたします
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、舟津831-2について農地ではない非農地と、その他の6筆については農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、舟津831-2については農地ではない非農地と、その他の6筆については農地と決めます。 次に、2番 1件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	田村2番について調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 9月4日、事務局職員と現地調査をしました。 申請地は耕作を止めてから管理しきれず、東側の山林と一体化しており、原野になっていますので農地復元は

	困難と思われます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。 次に、3番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	田村3番について調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 9月4日、事務局職員と現地調査をしました。 沢向88ですが、北側と東側の山林と一体化しております。 城山6は南と西が山林でこれも山林と一体化しています。 以前は畑として活用していましたが、10数年ほど前から耕作しておらず、竹や雑木が繁茂しており農地復元は困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題といたします。

	この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、後藤 秋夫委員長から説明を求めます。
後藤 秋夫 委員長	農業委員会等に関する法律第38条に基づき、10月7日に郡山市長に提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書の内容につきましては7月9日に推進委員事前検討委員7名による検討を行いました。 7月25日及び8月9日の推進委員会議で原案を作成しましたので上程いたします。 内容につきましては、事務局から説明します。
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	農業委員会等に関する法律第38条に基づく令和7年度郡山市農地等利用最適化推進施策に関する意見（案）についてご説明いたします。 2ページをお開き願います。 1 農業用資材・肥料・飼料等の価格高騰対策について ありますが、世界各地での地域紛争等による影響で、農業用資材や肥料・飼料等の価格高騰が継続しています。 この状況は、農業経営全般を圧迫しており、今後、農業者が再生産への意欲を失わないようにするため、以下の取組みを提言します。 (1) 燃油・農業用資材等の価格高騰対策については、関係機関や農業者団体が連携し継続して、農業経営再生産に必要な助成を行うこと。 (2) 肥料高騰対策やSDGsの推進については、土づくりが重要であることから、本市園芸振興の中心である園芸振興センターにおいて、土壌分析の検査体制の整備及び施肥設計に係る研修会の開催に努めること。 (3) 本市畜産の自給率向上として、石筴ふれあい牧場の畜産振興センターを中心とした転作作物等における子実用トウモロコシ作付けに係る畜産クラスター事業を検討すること。 次に2 農地利用の集積・集約化対策であります、農業の生産性向上と競争力強化を図るため、地域計画に基づき、農地を有効に活用できるよう、以下の取組みを提言します。

(1)策定した地域計画に基づき農地利用の集積・集約が実行されるよう、農業者や行政はじめ農地中間管理機構、農業者団体、土地改良区等による実行に向けた協議の場を設けること。

(2)受け手の作業が困難な中山間地域などの未整備のほ場については、地域の状況に応じたほ場整備を推進すること。

(3)農地利用の集積や集約を進めるための国の機構集積協力金については、今後も必要な予算であり、令和5年度で終了した経営転換協力金の予算化を含め、予算の確保について国に働きかけること。

次に3 遊休農地の発生防止・解消対策であります、遊休農地は、担い手の高齢化による離農や非農家への相続等が増えていることにより、耕作条件の悪い農地を中心に今後も増加が懸念されることから発生防止・解消のため、以下の取組みを提言します。

(1)特に中山間地域の小区画や不整形等のほ場については国の農地耕作条件改善事業などの積極的な活用努めること。

(2)遊休農地の発生防止のため、本市の状況に応じた多面的機能支払や中山間地域直接支払などの日本型直接支払制度の推進及び支援に努めること。

(3)遊休農地の解消から利用に向けて、バイオ燃料用植物的栽培・研究に努めること。

次に4 担い手の育成・支援対策であります、担い手の高齢化が進行する中、将来にわたって地域農業を担う意欲ある新たな担い手の確保・育成は、本市の農地利用を維持する上で喫緊の課題であることから、以下の取組みを提言します。

(1)地域計画に位置付けられた担い手については、継続的な支援の充実を検討すること。

(2)園芸振興センターにおいては、本市農業振興に果たす役割が今後更に期待されることから

①新規就農者の育成を進めるため、園芸カレッジ生の定員拡大を検討すること。

②インターンシップ等の受け入れにより、UターンやIターンなどの就農誘導に努めること。

③新規就農者の負担軽減のため、トラクターや管理機などの貸出農機具の充実に努めること。

(3)半農半Xや定年帰農者者等の新規就農者に対しても、多様な担い手として位置づけ、営農が継続できるよう適切に育成・支援を行うこと。

次に5 農業振興対策であります、本市の持続可能な農業の発展のため、以下の事項について、要望・意見を含め提言いたします。

(1)園芸振興センターについては、新たなニーズに対応するため

①地域農業の維持・継続については、市民の理解とサポートが必要であることから、農作業サポート組織育成の研修体制強化に努めること。

②障がい者の農作業体験による農福連携事業の推進に努めること。

(2)有害鳥獣捕獲活動者に係る捕獲奨励金の増額について検討すること。

(3)東部地区の農業を活かした観光・交流の拠点整備について検討すること。

(4)地球温暖化に対応した品種の作付けを支援すること。

(5)安全・安心な農村の生活環境を維持するため、一般車の交通量の多い農道の安全確保に努めること。

(6)農業経営や栽培の目標となる地域別・作物別の農業振興策及び支援策を示すこと。

(7)国の「水田活用の直接支払い交付金」に係る交付要件については令和9年度から水田に5年間水を張らないと対象外となることから要件の見直しを国に求めること。

(8)相続未登記の農地は、ほ場整備事業実施の支障になることから市全体で相続未登記対策を進めること。

以上が説明になりますが、併せて当日の説明で農業委員会における法令事務や農地利用の最適化に関する活動が円滑に進められるよう予算・人員の確保もお願いしたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの後藤 秋夫委員長及び事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。伊藤 城治委員。

伊藤 城治 委員	字句の訂正をお願いいたします。5の(7) 水田に5年水を張らないとの「の」が要らないと思うんですが。
事務局	ありがとうございます。訂正させていただきます。
議 長	その他、ございませんか。
	(な し)
議 長	原案のとおり承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり承認と決します。 以上で、議案第6号を終わります。 続いて、議案第7号「本県農業の発展に向けた要請組織検討について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	県農業会議より、本年11月28日に開催予定の本県選出国會議員への要請集会において、「本県農業の発展に向けた要請」を行うためにその要請について各農業委員会で組織検討をするよう依頼がありました。 議案第7号別紙は、県農業委員会が作成した要請の検討素案となっています。 この検討素案は県農業会議が県内各市町村の農業委員会から6月に要請・要望事項の報告を受け、その内容を基に作成したものです。 本市の要請・要望事項は6月総会で承認をいただき、県農業会議に報告しております。 8月の農業相談日に、この検討素案に対し、内容の修正や追記すべき事項があるか各地区でご検討いただきました。 その結果、中央地区から素案に示された要請事項に加え、特に迅速な対応を求める内容について「緊急要請事項」として提言してはどうか、という意見をいただきました。 また田村地区から農業に必要な水資源に悪影響を及ぼしかねない事業について、一定の制限を可能とする法的整備を行うことや定年退職者を中心とした人材の確保によるアグリサポーター制度の拡充を追記してはどうか、という意見をいただきました。

	事務局で農業会議に確認したところ、6月に提出した要請や要望事項の範囲を超える内容については、できれば次年度の要望事項としていただきたいとのことでしたので、2地区からの意見については次年度の要望事項として改めて検討することとし、今回の検討素案は原案のとおりでよろしいかと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局の説明に対し ご意見、ご質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異義ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から3番までの 3件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から17番までの 17件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番と2番の 2件について、 郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第3号を終わります。

	ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第4回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第4回総会（令和6年9月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

11件で、田 11, 817㎡ 畑 3, 978㎡ でした。

第5条 農地の転用は

3件で、通路1件、一時転用2件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。